

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4917478号  
(P4917478)

(45) 発行日 平成24年4月18日(2012.4.18)

(24) 登録日 平成24年2月3日(2012.2.3)

(51) Int.Cl.		F I			
<b>G06F</b>	<b>7/58</b>	<b>(2006.01)</b>	G06F	7/58	A
<b>G09C</b>	<b>1/00</b>	<b>(2006.01)</b>	G09C	1/00	650B
<b>H03K</b>	<b>3/84</b>	<b>(2006.01)</b>	H03K	3/84	Z
<b>B60R</b>	<b>25/04</b>	<b>(2006.01)</b>	B60R	25/04	602

請求項の数 8 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2007-139199 (P2007-139199)	(73) 特許権者	000141901
(22) 出願日	平成19年5月25日(2007.5.25)		株式会社ケーヒン
(65) 公開番号	特開2008-293339 (P2008-293339A)		東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
(43) 公開日	平成20年12月4日(2008.12.4)	(73) 特許権者	000005326
審査請求日	平成22年3月5日(2010.3.5)		本田技研工業株式会社
			東京都港区南青山二丁目1番1号
		(74) 代理人	100064908
			弁理士 志賀 正武
		(74) 代理人	100108578
			弁理士 高橋 詔男
		(74) 代理人	100101465
			弁理士 青山 正和
		(74) 代理人	100094400
			弁理士 鈴木 三義

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 乱数発生装置及び車両制御装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

過去に発生した乱数を基に新たな乱数を発生する第1乱数発生部を備え、当該第1乱数発生部が発生した乱数を外部に出力する乱数発生装置において、

前記第1乱数発生部が発生する乱数とは異なる乱数を発生する第2乱数発生部と、

電源供給が開始されてから最初の乱数を発生する場合に、前記第1乱数発生部が発生する乱数に対して前記第2乱数発生部が発生する乱数を用いた所定の演算を行い、当該演算により得られた乱数を外部に出力する演算部と

を備えることを特徴とする乱数発生装置。

【請求項2】

電源が供給されている間のみ前記第1乱数発生部が発生した乱数を記憶する揮発性メモリを備え、

前記第1乱数発生部は、前記揮発性メモリに記憶された乱数を基に新たな乱数を発生し、且つ発生した当該乱数を前記揮発性メモリに記憶させる

ことを特徴とする請求項1記載の乱数発生装置。

【請求項3】

電源供給が停止されても前記第2乱数発生部が発生した乱数を記憶することができる不揮発性メモリを備え、

前記第2乱数発生部は、前記第1乱数発生部の乱数発生法とは異なる乱数発生法で、前記不揮発性メモリに記憶された乱数を基に新たな乱数を発生する

ことを特徴とする請求項 2 記載の乱数発生装置。

【請求項 4】

前記第 2 乱数発生部は、電源供給が開始されてから最初の乱数を発生する場合にのみ新たな乱数を発生し、且つ発生した当該乱数を前記不揮発性メモリに記憶させることを特徴とする請求項 3 記載の乱数発生装置。

【請求項 5】

前記第 2 乱数発生部は、前記不揮発性メモリに記憶された乱数を基に、線形合同法により新たな乱数を発生することを特徴とする請求項 4 記載の乱数発生装置。

【請求項 6】

前記第 2 乱数発生部が発生した乱数を前記不揮発性メモリに記憶させるのに要する時間 10  
に応じた乱数を発生する第 3 乱数発生部を備え、

前記演算部は、前記第 2 乱数発生部が発生する乱数に加えて前記第 3 乱数発生部が発生する乱数を用いた所定の演算を、前記第 1 乱数発生部が発生する乱数に対して行う

ことを特徴とする請求項 4 又は請求項 5 記載の乱数発生装置。

【請求項 7】

ユーザが所持するキーに登録された識別コードと車両に予め登録された識別コードとの照合結果に基づいて、車両に関する所定の制御を行う車両制御装置において、

前記車両に設けられるバッテリーから電源供給がなされる請求項 1 から請求項 6 の何れか 20  
一項に記載の乱数発生装置を備えており、前記キーの識別コード及び前記車両の識別コードを暗号化するために前記乱数発生装置が発生した乱数を用いることを特徴とする車両制御装置。

【請求項 8】

前記車両に関する所定の制御は、前記車両に設けられたエンジンの始動制御であり、

前記乱数発生装置は、前記バッテリーからの電源供給が開始された後の最初のエンジン始動指示があった場合に、最初の乱数を発生することを特徴とする請求項 7 記載の車両制御装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、過去に発生した乱数を基に新たな乱数を発生する乱数発生装置、及び当該乱数発生装置を備える車両制御装置に関する。 30

【背景技術】

【0002】

近年、車両の盗難を防止するため、或いはユーザの利便性を向上するために、ユーザにより携帯されるキー（例えば、イグニッションキー）に登録された ID コード（識別コード）と、予め車両側に登録された ID コードとの照合結果に基づいて、エンジンの始動制御、錠の開閉制御、その他の車両に関する各種制御を行う車両制御装置が一般化している。この車両制御装置は、キーに登録されている ID コードの漏洩を防止しつつ両 ID コードの照合を可能にするため、キーに登録された ID コードと車両側に登録された ID コードとを暗号化するための乱数を発生する乱数発生装置を備えている。 40

【0003】

以下の特許文献 1 には、前回発生した乱数をバックアップ RAM (Random Access Memory) に一時書き込み、この書き込んだ乱数を用いて新たな乱数を生成する乱数発生装置の一例が開示されている。この乱数発生装置は、過去に発生した乱数の全てが消去されるのを防止するため、乱数の演算回数が所定値に達したら、その時の乱数を EEPROM (Electrically Erasable and Programmable Read Only Memory) 等の不揮発性メモリに書き込み、バックアップ RAM の異常時には不揮発性メモリに書き込まれた乱数の前回値を基に今回の乱数を発生している。

【特許文献 1】特許第 3 4 9 6 5 4 7 号公報

【発明の開示】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0004】

ところで、バッテリーの取り外し等によりバッテリーからの電源供給が停止した場合（バッテリーキャンセルが行われた場合）には、乱数発生の規則性が解析しやすい状態になり、セキュリティ性が低下する虞がある。例えば、上記の特許文献1に開示された技術においては、バッテリーキャンセルが行われた場合には不揮発性メモリに書き込まれた乱数を用いて新たな乱数を発生させているところ、不揮発性メモリに既に書き込まれている乱数の更新が生じない時間間隔でバッテリーキャンセルを繰り返せば、理論上は乱数の発生規則が解析可能であるとも考えられる。実際上は、乱数の発生規則を解析するのは極めて困難であり、IDコードの漏洩が生ずる可能性は極めて低い、セキュリティ性が高いことに越したことはない。

10

## 【0005】

また、EEPROM等の不揮発性メモリは書き換え回数に制限があるという問題がある。上記の特許文献1では、乱数の演算回数が所定値に達した場合にのみ不揮発性メモリへの書き込みを行うことにより不揮発性メモリへの書き換え回数を低減しているが、販売されてしまった車両の使用年数は様々であり、長期に亘って使用される場合には予め予定された不揮発性メモリの書き換え回数を越えて書き換えが行われる可能性も考えられる。ここで、不揮発性メモリの書き換えが不可能になった場合であって、バックアップメモリにも異常が生じた場合を想定すると、同じ乱数が作成されることが考えられ、これによりセキュリティ性が低下する虞がある。このように、従来はセキュリティ性の低下を防止する観点からは対策が十分ではあるとはいえず、十分な対策を行う必要がある。

20

## 【0006】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、セキュリティ性を向上させることを主たる目的とし、加えて不揮発性メモリの書き換え回数を低減することができる乱数発生装置、及び当該乱数発生装置を備える車両制御装置を提供することを目的とする。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0007】

上記課題を解決するために、本発明の乱数発生装置は、過去に発生した乱数を基に新たな乱数を発生する第1乱数発生部(21)を備え、当該第1乱数発生部が発生した乱数を外部に出力する乱数発生装置において、前記第1乱数発生部が発生する乱数とは異なる乱数を発生する第2乱数発生部(22)と、電源供給が開始されてから最初の乱数を発生する場合に、前記第1乱数発生部が発生する乱数に対して前記第2乱数発生部が発生する乱数を用いた所定の演算を行い、当該演算により得られた乱数を外部に出力する演算部(23)とを備えることを特徴とする。

30

この発明によると、電源供給が開始されてから最初の乱数を発生させる場合に、第1乱数発生部で発生した乱数に対し、第2乱数発生部で発生した乱数を用いた所定の演算が行われ、この演算により得られた乱数が外部に出力される。

また、本発明の乱数発生装置は、電源が供給されている間のみ前記第1乱数発生部が発生した乱数を記憶する揮発性メモリ(13)を備え、前記第1乱数発生部は、前記揮発性メモリに記憶された乱数を基に新たな乱数を発生し、且つ発生した当該乱数を前記揮発性メモリに記憶させることを特徴としている。

40

また、本発明の乱数発生装置は、電源供給が停止されても前記第2乱数発生部が発生した乱数を記憶することができる不揮発性メモリ(15)を備え、前記第2乱数発生部は、前記第1乱数発生部の乱数発生法とは異なる乱数発生法で、前記不揮発性メモリに記憶された乱数を基に新たな乱数を発生することを特徴としている。

また、本発明の乱数発生装置は、前記第2乱数発生部が、電源供給が開始されてから最初の乱数を発生する場合にのみ新たな乱数を発生し、且つ発生した当該乱数を前記不揮発性メモリに記憶させることを特徴としている。

また、本発明の乱数発生装置は、前記第2乱数発生部が、前記不揮発性メモリに記憶された乱数を基に、線形合同法により新たな乱数を発生することを特徴としている。

50

また、本発明の乱数発生装置は、前記第2乱数発生部が発生した乱数を前記不揮発性メモリに記憶させるのに要する時間に応じた乱数を発生する第3乱数発生部(25)を備え、前記演算部は、前記第2乱数発生部が発生する乱数に加えて前記第3乱数発生部が発生する乱数を用いた所定の演算を、前記第1乱数発生部が発生する乱数に対して行うことを特徴としている。

本発明の車両制御装置は、ユーザが所持するキー(K)に登録された識別コード(C1)と車両に予め登録された識別コード(C2)との照合結果に基づいて、車両に関する所定の制御を行う車両制御装置(1)において、前記車両に設けられるバッテリーから電源供給がなされる上記の何れかに記載の乱数発生装置を備えており、前記キーの識別コード及び前記車両の識別コードを暗号化するために前記乱数発生装置が発生した乱数を用いることを特徴としている。

10

また、本発明の車両制御装置は、前記車両に関する所定の制御が、前記車両に設けられたエンジンの始動制御であり、前記乱数発生装置は、前記バッテリーからの電源供給が開始された後の最初のエンジン始動指示があった場合に、最初の乱数を発生することを特徴としている。

【発明の効果】

【0008】

本発明によれば、電源供給が開始されてから最初の乱数を発生させる場合に、第1乱数発生部で発生した乱数に対し、第2乱数発生部で発生した乱数を用いた所定の演算を行って得られた乱数を外部に出力しているため、例えば電源供給が再開された時に同じ乱数が発生するといった事態を防止することができ、この結果としてセキュリティ性を向上させることができる。

20

また、不揮発性メモリに対する乱数の書き込みは、電源供給が開始されてから最初の乱数を発生する場合にのみ行っているため、不揮発性メモリの書き換え回数を極めて低減することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

以下、図面を参照して本発明の実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置について詳細に説明する。

【0010】

30

〔第1実施形態〕

図1は、本発明の第1実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置の要部構成を示すブロック図である。尚、図1においては、本発明の第1実施形態による車両制御装置としての車両制御ユニット1に加えて、イモビユニット2、スイッチ群3、センサ群4、インジェクタ5、点火装置6、及びバッテリー7も併せて図示しており、これらの各ブロックは車両に搭載される。まず、図1に示すこれらの各ブロックについて概説する。

【0011】

車両制御ユニット1は、ユーザが所持するイグニッションキーKに登録されたIDコード(識別コード)C1と車両に予め登録されたIDコードC2との照合結果に基づいて、エンジン(図示省略)の始動制御等の各種制御を行う。尚、本実施形態では、上記のIDコードC2は、車両制御ユニット1が備えるEEPROM15に記憶されている。イモビユニット2は、イグニッションキーKのIDコードC1を読み取る読取装置Rが設けられたキーシリンダKCと、読取装置Rで読み取られたIDコードC1を暗号化する暗号化装置EDとを備えており、イグニッションキーKに登録されたIDコードC1を読み取って車両制御ユニット1から送信される乱数を用いて暗号化を行い、暗号化したIDコード(以下、セキュリティ解除コードC11という)を車両制御ユニット1に送信する。

40

【0012】

スイッチ群3は、例えばブレーキスイッチやサイドスタンドスイッチ等のエンジン制御に係る各種スイッチを備えている。また、センサ群4は、例えば水温センサ、吸気管圧センサ、ブレーキセンサ、及び大気圧センサ等のエンジン制御に係る各種センサを備えてい

50

る。インジェクタ5及び点火装置6は車両のエンジンに設けられており、車両制御ユニット1の制御の下で燃料噴射や点火を実行する。バッテリー7は、図1に示す車両制御ユニット1及びイモビユニット2に直流電源を供給するとともに、不図示のスタータ等にも直流電源を供給する。

#### 【0013】

次に、車両制御ユニット1について詳細に説明する。図1に示す通り、車両制御ユニット1は、CPU(中央処理装置)11、RAM12、バックアップRAM13(揮発性メモリ)、ROM14、EEPROM15(不揮発性メモリ)、通信インターフェイス(I/F)回路16、入力I/F回路17、A/D変換器18、出力I/F回路19、及び電源監視回路20を備えており、これらはバスB1を介して相互に接続されている。尚、上記のCPU11、バックアップRAM13、EEPROM15、及びバスB1から、本発明の第1実施形態による乱数発生装置が構成されている。

#### 【0014】

CPU11は、ROM14に記憶された各種制御プログラムを実行して車両制御ユニット1の動作を統括して制御する。具体的には、スイッチ群3の状態やセンサ群4の検出結果に応じて、インジェクタ5による燃料噴射や点火装置6による点火を制御する。また、CPU11は、イグニッションキーKに登録されたIDコードC1と車両に予め登録されたIDコードC2とを暗号化するために用いる乱数を発生するとともに、イモビユニット2から送信される暗号化されたIDコードC1(セキュリティ解除コードC11)と、暗号化されたIDコードC2(以下、照合コードC12という)との照合を行い、その照合結果に基づいて、インジェクタ5による燃料噴射や点火装置6による点火を制御することにより、エンジンの始動制御を行う。

#### 【0015】

図1に示す通り、CPU11がROM14に記憶された制御プログラムを実行することにより、CPU11には第1乱数発生部21、第2乱数発生部22、演算部23、及び暗号化部24が実現される。第1乱数発生部21は、バックアップRAM13に記憶された過去の乱数を基に新たな乱数を発生する。例えば、第1乱数発生部21は、所定時間(例えば、10msec)を計時する優先度の低いタイマ(フリーランタイマ)を実行させ、計時された時間(乱数値)をバックアップRAM13に記憶された過去の乱数に加算して新たな乱数を発生する。ここで、フリーランタイマは優先度が低いため、その起動タイミングは優先度が高い他の処理の処理タイミングに依存してばらつく。第1乱数発生部21は、フリーランタイマの起動タイミングのばらつきを利用して乱数を発生するものである。

#### 【0016】

第2乱数発生部22は、EEPROM15に記憶された過去の乱数を基に、第1乱数発生部21が発生する乱数とは異なる新たな乱数を発生する。例えば、第2乱数発生部22は線形合同法により新たな乱数を発生する。ここで、線形合同法とは、以下の(1)式で表すことができる乱数発生法である。

$$X_n = (A \cdot X_{n-1} + B) \bmod M \quad \dots \dots (1)$$

#### 【0017】

上記(1)式において、右辺中の $X_{n-1}$ は前回発生した(過去に発生した)乱数であり、左辺中の $X_n$ は今回発生する新たな乱数である。また、右辺中のA、B、Mは、 $0 < A < M$ 、 $0 < B < M$ なる関係が満たされる任意の定数である。尚、変数nは1以上の整数である。上記(1)式から、新たな乱数 $X_n$ は、前回の乱数 $X_{n-1}$ に定数Aを乗算した上で定数Bを加算して得られる値に対して定数Mの剰余演算(mod)を行うことにより求められることが分かる。

#### 【0018】

演算部23は、バッテリー7からの電源供給が開始されてから最初の乱数を発生する場合に、第1乱数発生部21が発生する乱数に対して第2乱数発生部22が発生する乱数を用いた所定の演算を行う。演算部23が行う演算としては、加算、減算、乗算、除算、所定

10

20

30

40

50

の多項式を用いた演算、高次関数を用いた演算、その他の任意の演算を用いることができる。演算部 23 を用いて上記の演算を行うのはセキュリティ性を向上させるためである。つまり、バッテリー 7 からの電源供給が開始された直後には同じ乱数が作成されることが考えられ、或いは乱数発生規則性が解析しやすい状態になるため、2種類の乱数を発生させて所定の演算を施すことで、第三者による乱数の解析を困難にしてセキュリティ性の向上を図っている。尚、以下では、説明を簡単にするために、演算部 23 は、第1乱数発生部 21 で発生した乱数と第2乱数発生部 22 で発生した乱数とを加算する演算を行う場合を例に挙げて説明する。

【0019】

暗号化部 24 は、暗号化装置 ED が行う暗号化アルゴリズムと同じ暗号化アルゴリズムにより、第1乱数発生部 21 が発生した乱数又は演算部 23 が出力する乱数を用いて EEPROM 15 に記憶された ID コード 15 の暗号化を行う。CPU 11 は、イモビユニット 2 から送信されてくるセキュリティ解除コード C11 と、暗号化部 24 から出力される照合コード C12 とを照合し、両者が一致した場合にインジェクタ 5 による燃料噴射や点火装置 6 による点火を制御することにより、エンジンの始動制御を行う。

10

【0020】

RAM 12 は、バッテリー 7 からの電源供給が行われている間のみ記憶内容を保持することができる揮発性メモリであり、CPU 11 の各種演算結果や車両制御に用いられる各種制御情報を一時的に記憶する。尚、バッテリー 7 から RAM 12 に対する電源供給は、イグニッションキーがキーシリンダ KC に差し込まれてキースイッチ（図示省略）がオン状態になっている間に行われ、キースイッチがオフ状態になると停止する。

20

【0021】

バックアップ RAM 13 は、第1乱数発生部 21 が発生した乱数を記憶する。このバックアップ RAM 13 は、RAM 12 と同様の揮発性メモリであるが、RAM 12 とは異なりバッテリー 7 からの電源が常時供給されている。つまり、上記のキースイッチがオン状態であるかオフ状態であるかに拘わらずバックアップ RAM 13 にはバッテリー 7 から電源が供給され続けて記憶内容が保持されるが、バッテリーキャンセルが行われた場合にはバックアップ RAM 13 に対する電源供給が停止して記憶内容が消去される。

【0022】

ROM 14 は、CPU 11 によって実行される各種制御プログラム等を記憶する。EEPROM 15 は、車両に予め登録された ID コード C2 及び第2乱数発生部 22 が発生した乱数を記憶する。この EEPROM 15 は、バッテリー 7 からの電源供給が停止されても記憶内容を保持することができる不揮発性メモリであって、その記憶内容の消去又は書き換えを部分的に行うことができるメモリである。つまり、EEPROM 15 の一部の記憶領域に書き込まれた ID コード C2 の消去を伴わずに、他の領域に対して第2乱数発生部 22 が発生した乱数の書き込み、消去、及び書き換えを行うことができる。

30

【0023】

通信 I/F 回路 16 は、イモビユニット 2 との間で通信を行い、イモビユニット 2 から送信されてくる乱数要求信号を CPU 11 に出力するとともに、第1乱数発生部 21 が発生した乱数又は演算部 23 が出力する乱数をイモビユニット 2 に送信する。また、イモビユニット 2 から送信されてくるセキュリティ解除コード C11 も CPU 11 に出力する。入力 I/F 回路 17 は、スイッチ群 3 が備える各種スイッチのオン状態・オフ状態を示す信号を CPU 11 に出力する。A/D 変換器 18 は、センサ群 4 が備える各種センサの検出結果を示す信号をデジタル信号に変換して CPU 11 に出力する。

40

【0024】

出力 I/F 回路 19 は、CPU 11 から出力される燃料噴射及び点火の制御信号を、インジェクタ 5 及び点火装置 6 に対してそれぞれ出力する。電源監視回路 20 は、バッテリー 7 から供給される電源電圧の変化を監視し、その監視結果を示す信号を CPU 11 に出力する。例えば、バッテリーキャンセル後に再度電源供給が行われた場合には、電源監視回路 20 は、ユーザによるエンジン始動指示がなされるまでの間、CPU 11 に対してリセッ

50

ト信号を出力する。このリセット信号によりCPU 11の初期化が行われるため、電源供給再開時のCPU 11の異常動作を防止することができる。ここで、リセット信号は、ユーザによってバッテリーキャンセル後に最初のエンジン始動指示が行われた直後に解除される。このため、CPU 11は、エンジン始動指示があった時点においてリセット信号が入力されているか否かに基づいて、バッテリーキャンセル後に最初のエンジン始動指示が行われたことを知ることができる。

#### 【0025】

次に、本発明の第1実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置で行われる処理について説明する。図2は本発明の第1実施形態による車両制御装置の処理を示すフローチャートであり、図3は本発明の第1実施形態による乱数発生装置の処理を示すフローチャートである。尚、以下の説明では、バッテリーキャンセルが行われていない通常時の動作と、バッテリーキャンセルが行われた時の動作とを分けて順次説明する。尚、図2のフローチャートに示す処理は、ユーザがイグニッションキーKをキーシリンダKCに差し込んでイグニッションキーKを捻ってエンジン始動指示を行い、イグニッションスイッチ(図示省略)がオンになること(イグニッションオン)により開始される。

#### 【0026】

##### [通常時の動作]

イグニッションスイッチがオンになると、その旨を示す信号がイモビユニット2から車両制御ユニット1に送信される。この信号を受信すると、車両制御ユニット1のCPU 11は、まずバッテリーキャンセルからのイグニッションオンであるか否かを判断する(ステップS10)。バッテリーキャンセルが行われていない通常時においては、電源監視回路20からリセット信号が出力されることはない。このため、ステップS10の判断結果は「NO」となり、通常時の乱数発生処理が行われる(ステップS11)。

#### 【0027】

通常時の乱数発生処理では、図3(a)に示す通り、まず第1乱数発生部21がバックアップRAM 13に記憶されている前回発生した乱数 $R_{i-1}$ を読み出す(ステップS21)。尚、変数 $i$ は1以上の整数である。次に、第1乱数発生部21は、読み出した前回の乱数 $R_{i-1}$ を用いて新たな乱数 $R_i$ を演算する。具体的には、所定時間(例えば、10ms)を計時する優先度の低いフリーランタイムを実行させて乱数値 $R_t$ を取得し、この乱数値 $R_t$ を前回の乱数 $R_{i-1}$ に加算して新たな乱数 $R_i$ を求める。(ステップS22)。そして、ステップS22で求めた新たな乱数 $R_i$ をバックアップRAM 13に書き込む(ステップS23)。以上の処理により、通常時の乱数発生処理が終了する。

#### 【0028】

通常時の乱数発生処理が終了すると、CPU 11はイモビユニット2から送信される乱数の送信要求信号を受信する(ステップS12)。尚、この乱数の送信要求信号は、イグニッションオンがされた後に所定時間(例えば、数秒)が経過するまでの間、イモビユニット2が車両制御ユニット1に対して定期的に送信する。CPU 11は、イモビユニット2からの乱数の送信要求信号を受信すると、その返信としてステップS11で求めた新たな乱数 $R_i$ をイモビユニット2へ送信する(ステップS13)。

#### 【0029】

車両制御ユニット1からの乱数 $R_i$ を受信すると、イモビユニット2は乱数 $R_i$ を暗号化装置EDに受け渡し、読取装置Rで読み取られたイグニッションキーKのIDコードC1を乱数 $R_i$ を用いて暗号化させる。これにより、セキュリティ解除コードC11が生成される。生成されたセキュリティ解除コードC11は、イモビユニット2から車両制御ユニット1に送信され、CPU 11で受信される(ステップS14)。ここで、セキュリティ解除コードC11は乱数 $R_i$ を用いて暗号化されるため、第三者によるIDコードC1の盗用が防止される。

#### 【0030】

セキュリティ解除コードC11を受信すると、CPU 11の暗号化部24は、EEPROM 15からIDコードC2を読み出し、ステップS11で求められた乱数 $R_i$ を用いて

10

20

30

40

50

IDコードC2を暗号化する。これにより、照合コードC12が生成される(ステップS15)。以上の処理が終了すると、CPU11は、ステップS14で受信したセキュリティ解除コードC11と、ステップS15で生成された照合コードC12とを照合し、両者が一致するか否かの判断を行う(ステップS16)。

#### 【0031】

この照合の結果、セキュリティ解除コードC11と照合コードC12とが不一致であると判断した場合(判断結果が「NO」の場合)には、CPU11は点火・燃料噴射を禁止する。即ち、CPU11は、インジェクタ5及び点火装置6に対する制御信号を出力しない(ステップS17)。これに対し、セキュリティ解除コードC11と照合コードC12とが一致すると判断した場合(判断結果が「YES」の場合)には、CPU11は、点火・燃料噴射を許可する。即ち、CPU11は、燃料噴射及び点火の制御信号をインジェクタ5及び点火装置6に対してそれぞれ出力して、エンジンを始動させる(ステップS18)。このようにして、エンジンの始動制御が行われる。

10

#### 【0032】

##### [ バッテリキャンセル時の動作 ]

バッテリキャンセルが行われた後でバッテリ7からの電源供給が再開されると、電源監視回路20からCPU11に対してリセット信号が継続して出力される。この状態で、イグニッションスイッチがオンになると、その旨を示す信号がイモビユニット2から車両制御ユニット1に送信される。この信号を受信すると、車両制御ユニット1のCPU11は、まずバッテリキャンセルからのイグニッションオンであるか否かを判断する(ステップS10)。

20

#### 【0033】

ここで、イグニッションスイッチがオンになった時点においては、電源監視回路20からのリセット信号が出力されているため、CPU11がバッテリキャンセルからのイグニッションオンであると判断してステップS10の判断結果が「YES」となり、バッテリキャンセル時の乱数発生処理が行われる(ステップS19)。このステップS19の処理は、バッテリ7からの電源供給が開始(再開)されてから、最初の乱数を発生させる処理である。尚、イグニッションスイッチがオンになった直後に電源監視回路20からのリセット信号は解除される。

30

#### 【0034】

バッテリキャンセル時の乱数発生処理では、図3(b)に示す通り、まず第2乱数発生部22がEEPROM15に記憶されている前回値 $X_{i-1}$ を読み出す(ステップS31)。尚、変数 $i$ は1以上の整数である。次に、第2乱数発生部22は、読み出した前回値 $X_{i-1}$ を用いて線形合同法により新たな乱数 $X_i$ を演算する。具体的には、前述した(1)式を用いて、前回値 $X_{i-1}$ に所定の定数 $A$ を乗算した上で所定の定数 $B$ を加算して得られる値に対して所定の定数 $M$ を用いた剰余演算(mod)を行うことにより新たな乱数 $X_i$ を演算する(ステップS32)。そして、ステップS32で求めた新たな乱数 $X_i$ をEEPROM15に書き込む(ステップS33)。このように、第2乱数発生部22は、バッテリキャンセルからのイグニッションオンの場合にのみ新たな乱数を発生し、且つ発生した乱数をEEPROM15に書き込む。

40

#### 【0035】

以上の処理と並行して、第1乱数発生部21は、所定時間(例えば、10ms)を計時する優先度の低いフリーランタイムを実行させて乱数値 $R_t$ を取得する。そして、演算部23は、ステップS32において第2乱数発生部22で求められた新たな乱数 $X_i$ と、第1乱数発生部21が取得した乱数値 $R_t$ とを演算して新たな乱数 $R_i$ を生成する。具体的には、乱数 $X_i$ と乱数値 $R_t$ とを加算して新たな乱数 $R_i$ を生成する(ステップS34)。以上の処理により、バッテリキャンセル時の乱数発生処理が終了する。

#### 【0036】

バッテリキャンセル時の乱数発生処理が終了すると、CPU11がイモビユニット2から送信される乱数の送信要求信号を受信し(ステップS12)、その返信としてステップ

50

S 1 9で求めた新たな乱数  $R_i$  をイモビユニット 2 へ送信する (ステップ S 1 3)。そして、イモビユニット 2 において、イグニッションキー K から読み取られた ID コード C 1 が新たな乱数  $R_i$  を用いて暗号されてセキュリティ解除コード C 1 1 が生成され、このセキュリティ解除コード C 1 1 が車両制御ユニット 1 に送信されて CPU 1 1 で受信される (ステップ S 1 4)。

【 0 0 3 7 】

次に、CPU 1 1 の暗号化部 2 4 は、EEPROM 1 5 から ID コード C 2 を読み出し、ステップ S 1 9 で求められた乱数  $R_i$  を用いて ID コード C 2 を暗号化する。これにより、照合コード C 1 2 が生成される (ステップ S 1 5)。そして、ステップ S 1 4 で受信したセキュリティ解除コード C 1 1 と、ステップ S 1 5 で生成された照合コード C 1 2 と  
10  
が照合され (ステップ S 1 6)、両者が不一致である場合には点火・燃料噴射が禁止され (ステップ S 1 7)、両者が一致する場合には点火・燃料噴射が許可される (ステップ S 1 8)。このようにして、エンジンの始動制御が行われる。

【 0 0 3 8 】

以上説明した通り、本発明の第 1 実施形態による乱数発生装置は、バッテリーキャンセル後にバッテリー 7 からの電源供給が再開されてから最初の乱数を発生させる場合に、第 1 乱数発生部 2 1 で乱数値  $R_t$  を取得するとともに第 2 乱数発生部 2 2 で新たな乱数  $X_i$  を発生させ、演算部 2 3 において乱数値  $R_t$  に対して乱数  $X_i$  を用いた所定の演算 (加算) を行っているため、セキュリティ性を向上させることができる。また、EEPROM 1 5 に対する書き込みは、バッテリーキャンセルからのイグニッションオンの場合にのみ行っているため、EEPROM 1 5 に対する書き換え回数を極めて低減することができる。本発明の第 1 実施形態による車両制御装置は、以上の乱数発生装置を備えるため、車両盗難防止効果を高めることができる。  
20

【 0 0 3 9 】

〔 第 2 実施形態 〕

図 4 は、本発明の第 2 実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置の要部構成を示すブロック図である。尚、図 4 においては、図 1 に示したイモビユニット 2、スイッチ群 3、センサ群 4、インジェクタ 5、点火装置 6、及びバッテリー 7 の図示は省略している。前述した第 1 実施形態では、CPU 1 1 が ROM 1 4 に記憶された制御プログラムを実行することにより、CPU 1 1 に第 1 乱数発生部 2 1、第 2 乱数発生部 2 2、演算部 2 3、及び暗号化部 2 4 が実現されていたが、本実施形態ではこれらに加えて第 3 乱数発生部 2 5 が CPU 1 1 に実現される点が第 1 実施形態とは異なる。  
30

【 0 0 4 0 】

第 3 乱数発生部 2 5 は、第 2 乱数発生部 2 2 が発生した乱数を EEPROM 1 5 に書き込むのに要する時間に応じた乱数を発生する。具体的には、第 3 乱数発生部 2 5 は、第 1 乱数発生部 2 1 が起動するフリーランタイムと同様の優先度の低いフリーランタイムを起動しており、第 2 乱数発生部 2 2 が EEPROM 1 5 に対する書き込みを開始した時刻 T 1 と EEPROM 1 5 において書き込みが終了した時刻 T 2 との差分を求めて乱数とする。ここで、EEPROM 1 5 の書き込みに要する時間は、EEPROM 1 5 の特性のばらつきや周囲の温度によって変化するため、乱数として用いるのに好都合である。  
40

【 0 0 4 1 】

次に、本発明の第 2 実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置で行われる処理について説明する。本実施形態の処理は、基本的には図 2 に示したフローチャートに従って実行される。但し、バッテリーキャンセル時の処理 (ステップ S 1 9) が第 1 実施形態とは異なるため、以下ではバッテリーキャンセル時の処理に着目して説明する。図 5 は、本発明の第 2 実施形態によるバッテリーキャンセル時における乱数発生装置の処理を示すフローチャートである。

【 0 0 4 2 】

バッテリーキャンセル時の乱数発生処理が開始されると、図 5 に示す通り、まず第 2 乱数発生部 2 2 が EEPROM 1 5 に記憶されている前回値  $X_{i-1}$  を読み出し (ステップ S  
50

41)、読み出した前回値  $X_{i-1}$  を用いて線形合同法により新たな乱数  $X_i$  を演算する(ステップS42)。次に、第2乱数発生部22によってEEPROM15に対する新たな乱数  $X_i$  の書き込み指示がなされると、第3乱数発生部25がフリーランタイムの値T1を読み込む(ステップS43)。そして、上記の書き込み指示に従って、ステップS42で求められた新たな乱数  $X_i$  がEEPROM15に書き込まれる(ステップS44)。

【0043】

書き込み処理が終了すると、第3乱数発生部25がフリーランタイムの値T2を読み込み(ステップS45)、EEPROM15の書き込み時間Tを算出する。つまり、ステップS45で読み込んだ値T2からステップS43で読み込んだ値T1を減算することにより、EEPROM15の書き込み時間Tを求める。尚、以上の処理と並行して、第1乱数発生部21は、所定時間(例えば、10msec)を計時する優先度の低いフリーランタイムを実行させて乱数値  $R_t$  を取得する。

10

【0044】

以上の処理が終了すると、演算部23は、ステップS32において第2乱数発生部22で求められた新たな乱数  $X_i$  と、第1乱数発生部21が取得した乱数値  $R_t$  と、ステップS46で求められたEEPROM15の書き込み時間Tとを演算して新たな乱数  $R_i$  を生成する。具体的には、乱数  $X_i$ 、乱数値  $R_t$ 、及び書き込み時間Tを加算して新たな乱数  $R_i$  を生成する(ステップS47)。以上の処理により、バッテリーキャンセル時の乱数発生処理が終了する。

【0045】

20

以上説明した通り、本発明の第2実施形態による乱数発生装置は、バッテリーキャンセル後にバッテリー7からの電源供給が再開されてから最初の乱数を発生させる場合に、第1乱数発生部21で乱数値  $R_t$  を取得するとともに第2乱数発生部22で新たな乱数  $X_i$  を発生させ、且つEEPROM15に対する乱数  $X_i$  の書き込み時間Tを求め、演算部23において乱数値  $R_t$  に対して乱数  $X_i$  及び書き込み時間Tを用いた所定の演算(加算)を行っているため、第1実施形態よりもセキュリティ性を向上させることができる。また、EEPROM15に対する書き込みは、第1実施形態と同様に、バッテリーキャンセルからのイグニッションオンの場合にのみ行っているため、EEPROM15に対する書き換え回数を極めて低減することができる。本発明の第2実施形態による車両制御装置は、以上の乱数発生装置を備えるため、車両盗難防止効果をより高めることができる。

30

【0046】

以上、本発明の実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置について説明したが、本発明は上述した実施形態に制限されることなく、本発明の範囲内で自由に変更が可能である。例えば、上記実施形態における第1乱数発生部21は、優先度の低いフリーランタイムを利用して得られた乱数値とバックアップRAM13に記憶された過去の乱数とから新たな乱数を発生させるものであった。しかしながら、第1乱数発生部21は、各種の合同法(線形合同法、混合合同法、累積合同法、加法合同法)や平方採中法を用いて乱数(疑似乱数)を発生させるものであっても良い。

【0047】

また、第2乱数発生部22は、EEPROM15に記憶された過去の乱数を基に新たな乱数を発生させるものであった。しかしながら、第2乱数発生部22は、EEPROM15の過去の乱数を用いずに、第1乱数発生部21のフリーランタイムの計時結果から乱数を発生させるものであっても良い。また、上記実施形態においては、第2乱数発生部22が線形合同法を用いて乱数を発生する場合を例に挙げて説明したが、乱数発生法としては、線形合同法以外に、各種の合同法(混合合同法、累積合同法、加法合同法)や平方採中法を用いることも可能である。

40

【0048】

また、第2乱数発生部22が発生する乱数が第1乱数発生部21が発生する乱数と異なっていれば、第2乱数発生部22で使用される乱数発生法は、第1乱数発生部21で使用される乱数発生法と同じであって良い。例えば、第1乱数発生部21と第2乱数発生部2

50

2との双方で線形合同法を用いても良い。第1乱数発生部21と第2乱数発生部22との双方で線形合同法を用いる場合には、前述した(1)式中の定数A, B, Mを第1乱数発生部21及び第2乱数発生部22の各々で異ならせれば良い。これにより、第1乱数発生部21が発生する乱数と第2乱数発生部22が発生する乱数とを異ならせることができる。

【0049】

更に、上記実施形態では、車両制御ユニット1がエンジンの始動制御を行うものである場合を例に挙げて説明したが、本発明の車両制御ユニットは、エンジンの始動制御以外に、錠の開閉制御、その他の車両に関する各種制御を行うものである場合にも適用が可能である。また、上記実施形態では、キーシリンダKCに差し込まれたイグニッションキーKからIDコードC1を読み取る場合を例に挙げたが、キーに登録されたIDコードを電波にて飛ばす形態の場合にも適用が可能である。かかる形態の場合には、キーとの間で電波にて通信を行う通信装置をイモビユニットに設け、車両制御ユニット1からイモビユニット2に送信される乱数を電波にてキーに送信し、キーで作成されて電波にて返信されるセキュリティ解除コードをイモビユニットが受信して車両制御ユニット1に送信するようにすればよい。

10

【0050】

また更に、上記実施形態では、CPU11がROM14に記憶された制御プログラムを実行することにより、CPU11には第1乱数発生部21、第2乱数発生部22、演算部23、暗号化部24、第3乱数発生部25を実現する場合を例に挙げて説明した。しかしながら、これら各部は電子回路によりハードウェア的に構成されていても良い。

20

【図面の簡単な説明】

【0051】

【図1】本発明の第1実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置の要部構成を示すブロック図である。

【図2】本発明の第1実施形態による車両制御装置の処理を示すフローチャートである。

【図3】本発明の第1実施形態による乱数発生装置の処理を示すフローチャートである。

【図4】本発明の第2実施形態による乱数発生装置及び車両制御装置の要部構成を示すブロック図である。

【図5】本発明の第2実施形態によるバッテリーキャンセル時における乱数発生装置の処理を示すフローチャートである。

30

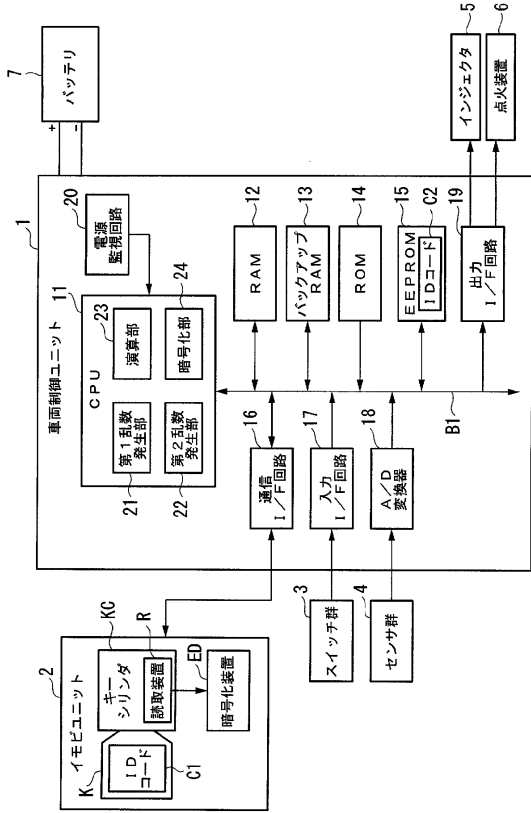
【符号の説明】

【0052】

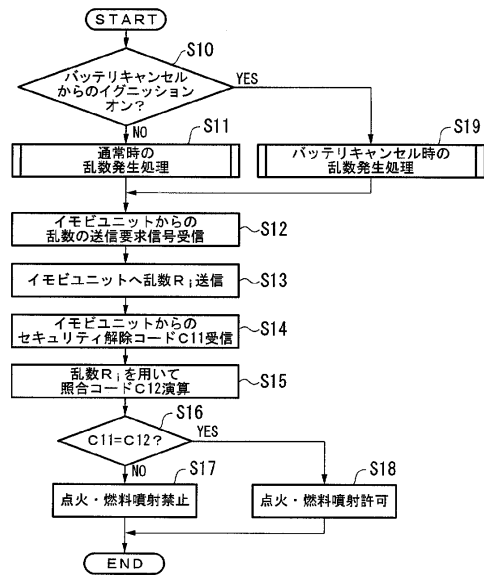
- 1 車両制御装置
- 13 バックアップRAM
- 15 EEPROM
- 21 第1乱数発生部
- 22 第2乱数発生部
- 23 演算部
- 25 第3乱数発生部
- C1, C2 IDコード
- K イグニッションキー

40

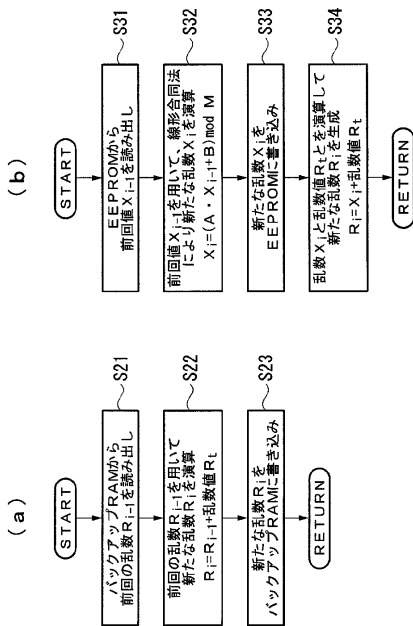
【図1】



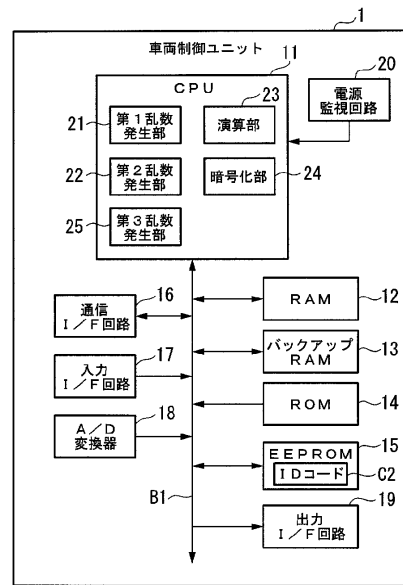
【図2】



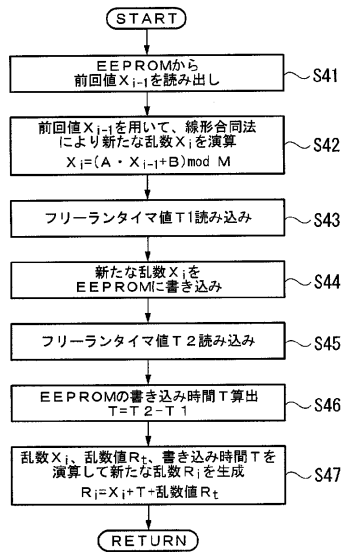
【図3】



【図4】



【図5】



## フロントページの続き

(74)代理人 100107836

弁理士 西 和哉

(74)代理人 100108453

弁理士 村山 靖彦

(72)発明者 鈴木 暁

栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺字サギノヤ東2021番地8 株式会社ケーヒン栃木開発センター内

(72)発明者 柴 允与

栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺字サギノヤ東2021番地8 株式会社ケーヒン栃木開発センター内

(72)発明者 清野 幸平

埼玉県和光市中央1丁目4番1号 株式会社本田技術研究所内

審査官 田中 友章

(56)参考文献 特開2000-181686(JP,A)

特開2002-268946(JP,A)

特開2006-024140(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 7/58

B60R 25/04

G09C 1/00

H03K 3/84